

平成24年3月6日

第23回栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成24年1月10日（火）午後7：00～9：00

場 所： 保健福祉センター 大会議室

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 38名

事務局： 高橋課長他9名

議事要旨

1. 開 会 児玉委員長

○ 委員長

- ・ 本日は市民会議がとりまとめた条例素案を基にして市が検討した条例案について、事務局から説明がある。この条例案に対してパブリックコメントを実施するので、意見をいただきたい。

(1) 自治基本条例案の説明

○ 委員長

- ・ 条例案について事務局より説明願いたい。

～ 事務局による説明 ～

- ・ 全体を通して修正点を説明してもらったが、これについて確認したい点、質問はないか。

○ A委員

- ・ 条例案の条文内では「則り」を「のっとり」と修正しているが、前文の解説内では「則り」が修正されていないがなぜか。
- ・ 解説書の第2条の見出しが【この条例の位置づけ】、条例案では【この条例の位置付け】となっているがなぜか。
- ・ 第2条第3項の解説の「自治を担う全ての者（市民、議員、市長及び市職員）」は、行政委員会等が抜けているのではないか。
- ・ 第8条の条文では「取り組み」、第30条第4項、第5項、第6項の解説では「取組み」となっているがなぜか。

○ 事務局

- ・ 解説書第2条の見出しは、事務局の修正漏れであり「この条例の位置付け」が正しい。
- ・ また、第2条第2項の解説中の「基づいて」は「のっとり」が正しいので修正したい。
- ・ 第2条第3項の「自治を担う全ての者（市民、議員、市長及び市職員）」は、ご指摘のとおり行政委員会等が抜けているので修正したい。

- 「取り組み」と「取組」は使い分けているが、再度検討したい。
- A委員
 - 使い分けについて教えてもらいたい。
- 事務局
 - 条文において体言として使う場合は「取組」とし、用言の場合は「取り組む」となるが、解説を含めて、整理させていただく。
 - A委員からご指摘のあった点は、同様にF委員からもご指摘をいただいていた。解説の修正が不十分な点があるので精査していきたいと思う。
- B委員
 - 市民の方から、前文の「誰もが希望溢れる～」は日本語としておかしい、「誰もが希望を持てる～」が正しいという意見をいただいた。
 - 有識者の方からも「誰もが希望溢れる～」は憲章や歌であれば良いと思うが、条文にはそぐわないのではないかとされた。
- 委員長
 - 前文は本則とは異なり、日常的な表現で良いのではないか。
 - 本則は正確を期するために気を付けなければならない点が多々ある。その端的な例が、「絆やコミュニティ」という表現であり、法令用語としては「～や～」が「及び」なのか「また」なのかかわからないため、一般的には避ける。
 - 前文については、日常用語を用いても良いのではないか。
- 事務局
 - 庁内検討委員会では前文については市民会議の意見を尊重するという事で多くの議論はなかった。
 - ただし、「コミュニティや絆」を「絆やコミュニティ」とすることについては事務局から提案し、了承を得た。
- 委員長
 - 市民会議の意見を尊重してとのことだが、パブリックコメントでも意見が出るかもしれない。
 - 先ほど「～や～」という表現について説明したが、本文中の第12条に「青少年や子ども」という表現があった。
- C委員
 - 第18条第2項、第30条第4項で「この条例の基本理念にのっとり」と修正されているが、条例の基本理念は謳っていない。
 - 第4条【自治の基本理念】を指しているのであれば「自治の基本理念」、基本原則を含むのであれば「自治の基本理念及び基本原則」と明確にしたほうがよいのではないか。
 - 第44条第3項に追加された「(2) その他市長が必要と認める事項」

については、自治基本条例が持つべき意味に近いもので市長が必要と認めるもの、例えば「その他市政、まちづくりに関し市長が必要と認める事項」と謳わないと、市長が必要と考えたら何でもこの会議で検証すると誤った解釈をされかねないと思う。

○ 委員長

- ・ 今回の資料はパブコメに向けてまとめている。ご意見についてはパブコメ後のブラッシュアップの際に参考とさせていただきたい。

○ C委員

- ・ パブコメ用であるので、修正しないという意味か。

○ 事務局

- ・ 全く修正しないわけではないが、この案でパブコメにかけさせていただきたい。
- ・ その後、パブコメや議会説明があり、もう一度意見交換の場も設けたいと考えているので、その間のブラッシュアップの作業の中でご意見も参考として検討させてもらいたい。

○ 委員長

- ・ 3月に予定されている市民会議では、今日の意見や、パブリックコメントの意見も含めて反映したものを、もう一度示すということ。
- ・ 大きく内容の修正がなければこのままパブリックコメントにかけても良いのではないかと思う。
- ・ 会議録にはこういった意見があったことは残し、次回の会議において必要な検討がなされているか再度確認していくということによろしいか。

○ D委員

- ・ 行政として、市民会議と議会の関係についてどのように考えているのか。

○ 事務局

- ・ 議会があくまでも市の議決機関であり、市民会議は条例で設置する市の法定の附属機関である。
- ・ 多くの附属機関が設置されることを防ぐためや、市長のマニフェストにある常設型の市民フォーラムについても視野に入れるという意味も込めて、自治基本条例の施行状況等の検証に限らず、もう少し幅広い役割を担ってもらいたいと考える。
- ・ 例えば総合計画策定懇談会において、市民懇談会を開催し、その中で行革の進捗状況について意見をもらいたいと説明したが、そのような役割を「その他市長が必要と認める事項」というところで、自治基本条例に設置の根拠を持つ附属機関としての市民会議に担ってもらいたいと想定している。

○ E委員

- 先ほどC委員が基本理念について発言していたが、前文と第1条【目的】に自治の基本理念は包含されていると思う。
- パブリックコメントにおいて、住民投票についてはあえて1/6の意見もあったことを付け加えるとのことだが、意見が分かれていたのはこの規定だけではなかった。言い始めると際限が無くなってしまわないか。
- 第40条第1項の、「速やかにその事実を公益通報に関する機関に通報しなければならない。」という規定は義務的規定と捉えてよいのか。

○ 事務局

- 前文や第1条【目的】、第4条【自治の基本理念】の内容がこの条例全体を通しての、基本的な考え方、理念であると考えられるが、より明確に条例の基本理念といった場合は第4条【自治の基本理念】ではないかと考える。
- 庁内の検討委員会の中でも基本理念とは何かという意見があり、事務局として一旦は全体に流れる理念と説明をしたのだが、基本理念が何を指すのか明確にするべきだという意見があり再度検討した。第4条【自治の基本理念】がこの条例の基本理念であると整理すれば、この基本理念に基づき基本原則や各条文がある構成になっているのでより整理されると考える。
- 住民投票についてはなぜ1/10と1/6だけ特出しするのかということだが、他の内容は素案を踏まえて検討の結果、このような条例案になったが、第26条【住民投票】は1/6という意見もあったという市民会議の付言も踏まえ、市としてもう少し慎重に検討する必要があると考え、パブコメで意見をいただいたうえで最終的に決めていきたい。
- パブコメを行うにあたっては1/10という市民会議の結果で条例案を出させていただくが、1/6という提案もあったということをつけ加えさせてもらいたい。他の意見も多々あったとは思いますが、市として検討した中ではこの件についてだけ特に明記させていただきたい。
- 第40条第1項についてはご指摘のとおり義務的規定であり、市の検討の中でも特に修正を加えるという意見もなかったので、素案のとおりとさせていただいた。

○ E委員

- さきほど市として慎重に検討したいという発言があったが、そこに主権者である市民の権利に対する、市当局の意識が反映されていると思う。
- 主権者である市民の権利を受け入れる姿勢こそが、本当に市民のための条例になると思う。

- 1/10 とすると権利の乱用に繋がるという意見があったが、主権者の権利を最大限に受け入れる立場からすると、前向きな意見ではないと思う。
 - 職員の守秘義務は強調されてきたが、同僚や上司に行政上問題があることについて告発する権利があることが法的に保障されていることは、職員が受講する講義でも受けていないという。
 - そういう姿勢を改めることが大切だと思う。
- 委員長
- 今日の議題は市民会議が示した条例素案がどのように修正されているのかであり、議論の趣旨に反していないかを確認することに絞って意見してもらいたい。
- F 委員
- 発言する時に資料1か資料2かを明確にしてもらいたい。
- G 委員
- 第14条【地域自治】の解説に「市内全地域を対象とした、まちづくりのより良い仕組みを構築するよう定めています。」とあるが、栃木地域における地域協議会に見合うものは庁内の議論の中ではどのように整理されたのか。
- 事務局
- 第14条の解説の趣旨は、「市内全地域を対象とした～」ということと栃木地域も含め、新たな地域自治のより良い仕組み作りをしていくということである。
 - 市民の意向を踏まえて制度設計をしていくので、必ずしも全ての市域において、一斉に同じ制度がスタートしていくとは限らないということも含め考えている。
- G 委員
- 栃木地域に地域協議会がないことについて、庁内の議論として今後栃木地域においても地域協議会のようなものを作っていくのか、当面今のままでいくのか、議論はあったのか。
- 事務局
- 地域自治区の期限経過後に向けて、栃木地域も含め、身近な地域のまちづくりのより良い仕組みづくりの具体的な検討にこれから入っていく。
 - 第14条の理念に基づいて具体的な制度設計を行っていく。
- G 委員
- 第38条の解説を見る限りでは指定管理者は対象にならないように思われるが、指定管理者の中身をチェックする必要はないのか。
- 事務局

- この条文では確かに指定管理者や清掃業務の委託や設計業務の委託等は対象にならない。
 - ただ、実態としては指定管理制度には別の条例があり、有識者を含む第三者の選定委員会を設置することとなっており、指定管理者の選定とともに管理状況の評価も行う。毎年、管理状況評価のための選定委員会も開催し、結果をHPに公表している。
- G委員
- 指定管理者について別の条例が定めてあるなら、出資団体等の解説に謳ったらどうか。
- 事務局
- 市民会議では指定管理者に関する議論はなかったと記憶しており、初めて指摘を受けたことなので、今後検討させていただく。
- H委員
- 附則第2項において「この条例の施行に伴い整備が必要な条例等は、この条例の施行の日から3年を超えない範囲で制定し、施行するものとする。」とされているが、「別に条例に定める。」としている条項と、「別に定める。」としている条項がある。「別に条例で定める。」とするものは条例で、「別に定める。」とするものは指針や規則で定めるということか。
- 事務局
- 「別に定める。」としているものでも条例で定めるものもあるかと思う。
 - 例えば第16条【議会の権限と責務】、第17条【議員の責務】で別に定めるとしているものは、既にある議会基本条例を指すと考えている。
 - また、第44条【市民会議】などは市長が定める規則になると思われる。
 - 「別に定める」とは、規則が中心となると考えるが、その他に要綱や要領で定めるものもあるかと思う。それを条例施行後3年以内にきちんと制定することが附則の趣旨である。
- 委員長
- 条例以外に、規則等も3年以内に定めるということである。
 - 細かい修正はあるが技術的なもので、大きく内容に変化を伴うものではないと思う。一部内容に変化を伴うが、市民会議の議論の趣旨に反した修正ではないと思う。
 - 本日色々な意見があったが、早急にパブリックコメントの前に修正する必要があるかということ、必ずしもそうでなく、パブリックコメントの意見を含めて最終的に今回出された意見を検討していくことも可能ではないか考える。
 - 取りあえずこれで、市の条例案として市民に示していくということ

良いのではないかとと思うがよろしいか。

～ 異議なし ～

- ・ 市民会議としてこの条例案は了解したので、市には手続きを進めてもらいたい。

(2) その他

～ 今後の予定について事務局より説明 ～

～ 第22回自治基本条例市民会議議事要旨の訂正について事務局より説明 ～

○ G委員

- ・ 各地域の地域協議会に説明するとのことだが、旧栃木市内に対しての説明はないのか。

○ 事務局

- ・ 庁内の決定、議会への説明の後に各地域協議会への説明を予定しているが、旧栃木市内には地域協議会がないので予定はしていない。
- ・ 地域自治区については地域協議会が設置されており、意見照会する制度が構築されている。これは合併協議に基づいている。
- ・ 栃木地域においてはそのような仕組みが確立されていないので、もし行くとすれば自治会連合会の代表の方に集まっていただき説明をするなどのやり方になると思う。

○ G委員

- ・ 何かの形で説明をしないと差別になると思う。

○ 事務局

- ・ 検討させていただきたい。

○ 委員長

- ・ 説明責任は全地域平等になされるように事務局には配慮願いたい。
- ・ 日程は迫っているが、パブリックコメントはしっかりと来月末まで行ってもらいたい。
- ・ それを踏まえて次回最終的に検討を行いたい。
- ・ 前回の議事要旨については誤解を招く発言があったので一部削除させていただきたい。

終了